

【議案第2号】 空家等管理活用支援法人について

空家等管理活用支援法人の指定について

◆空家等管理活用支援法人制度・・・・・・・・資料5、資料6

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正により、新たに「空家等管理活用支援法人」制度（以下「支援法人」制度という。）が制定される予定であり、市区町村が定める審査基準に基づき支援法人を指定するものとなる。

改正法の施行後、「支援法人」制度の相談又は申請があると想定されるため、当市における支援法人の活用に関する方針について協議する。

◆事務局としての考え

当市では、市シルバー人材センター及び市商工会との三者協定により、空き家所有者からの相談内容に応じて業者を紹介する体制を整備しており、相談が多い草刈りや補修・解体工事などについて対応可能な状況にある。

よって、当市では現時点で支援法人を指定する必要性はないと考えているが、今後、既存の体制では対応できない専門的知識を有する法人等の協力が必要となる状況も想定されることから、当該制度について調査・研究を行い、必要に応じて支援法人を指定する方針として審査基準を定める。